

## ■課税の特例措置（地域未来投資促進税制）

地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者が、承認された事業計画に基づいて設備投資を行う場合に、事業の先進性を有する等の要件について国の確認を受けると、設備投資に関する減税措置を受けることができます。

### 【特例措置の内容】

| 対象設備        | 特別償却     | 税額控除    |
|-------------|----------|---------|
| 機械装置・器具備品   | 取得価額×40% | 取得価額×4% |
| 上乗せ要件を満たす場合 | 取得価額×50% | 取得価額×5% |
| 建物・附属設備・構築物 | 取得価額×20% | 取得価額×2% |

- ※ 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円が限度です。
- ※ 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。
- ※ 税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。

### 【課税特例の要件】

#### ①先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く）

具体的には、以下の通常類型又はサプライチェーン類型に該当すること

##### 【通常類型】

- ・労働生産性の伸び率4%以上又は投資収益率5%以上

##### 【サプライチェーン類型】

- ・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品を製造
- ・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上 等

#### ②設備投資額が2,000万円以上

#### ③設備投資額が前年度減価償却費の10%以上

#### ④対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと

### 【上乗せ要件】

#### ⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上

#### ⑥労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

\* サプライチェーン類型に基づく申請は上乗せ要件の対象外

### 【問合せ先】

関東経済産業局地域経済部地域振興課、TEL048-600-0272